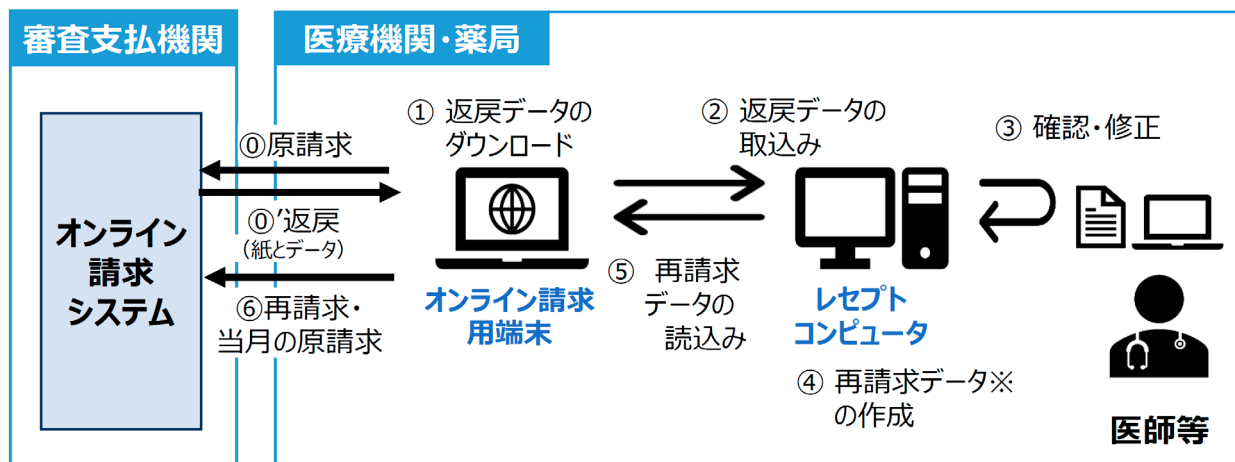


レセプト返戻再請求のオンライン化、紙による請求は2024年9月で廃止

《背景》医療保険事務全体の効率化を図り、オンライン請求医療機関・薬局でデジタル化をしているメリットを最大化するため、厚生労働省は紙レセプトを極力減少させる必要があるとしている。厚生労働省は、2021年1月時点で、2022年10月から医療機関等における返戻再請求をオンライン化する方針を示した。しかし、返戻レセプトをオンラインでダウンロードしている医療機関等はまだまだ一部に限られている。今回、2022年12月27日の事務連絡「返戻再請求のオンライン化に関する周知広報資料の送付について」で、2023年4月以降にオンライン請求医療機関・薬局が行うレセプトの返戻再請求は、診療・調剤年月に関わらず、オンラインで実施する必要がある旨を明確に示し、医療現場等にその対応を求めた。

《解説》厚生労働省は2023年1月23日、オンライン請求医療機関・薬局が行うレセプトの返戻再請求のオンライン化について、システム改修が間に合わないなどやむを得ない場合には、社会保険診療報酬支払基金に届け出たうえで、紙媒体による返戻再請求などを時限的に認める経過措置を明らかにしました。具体的には、①システム事業者に必要なシステム改修を依頼済みだが、2023年4月からの対応が困難、②2023年度中に廃止・休止予定もしくは改修工事中・臨時的の施設、又は2023年度中に解散・合併消滅予定、③その他のやむを得ない事情がある一の3つを示しました。なお、紙返戻及び上記の「やむを得ない場合の必要な対応」は、2024年9月末に廃止するとしています。

◎オンラインによる返戻再請求の流れ



※再請求の際は、再請求の記録条件仕様に基づいたレセプトデータの作成が必要となります。

出典：厚生労働省ホームページ 返戻再請求等のオンライン化リーフレット「オンラインによる返戻再請求の実施についてのご案内」を基に加工・作成 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001031864.pdf>)

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当：Mesa 編集室)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002

Mail : mesa.info@iryo-soken.co.jp